

2023年8月8日

株式会社ライズ・コンサルティング・グループ

代表取締役社長 北村 俊樹

問合せ先：03-6441-2915

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

※当社は8月15日付で、Ⅱ. 1. 「機関構成・組織運営等に係る事項」の「【取締役関係】」のうち「会社との関係(2)」の開示内容の変更、Ⅱ. 1. 「機関構成・組織運営等に係る事項」の「【監査役関係】」のうち「会社との関係(1)」及び「会社との関係(2)」の開示内容の変更、並びにⅡ. 1. 「機関構成・組織運営等に係る事項」の「【独立役員関係】」のうち「その他独立役員に関する事項」の開示内容の変更を行っており、それぞれ変更箇所を_____を付して表示しております。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値向上を実現し、株主、取引先及び従業員等に対する社会的責任を果たすためには、経営の健全性、効率性及び透明性の確保が不可欠であるとの認識に立ち、内部統制の整備・運用及びリスク管理の徹底によるコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

社外取締役を含めて構成された取締役会においては、経営及び事業運営に関する重要事項や法令で定められた事項に係る意思決定を行うとともに、各取締役及び執行役員が行う業務遂行を監督しております。執行役員制度に関しては、取締役に準ずる従業員の最高位として各領域に執行役員を置くことで、取締役会により決定された事項の円滑な遂行並びにその遂行過程における統制の実効性を担保しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則についてすべて実施しております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|-------------------------------------|-----------|--------|
| Sunrise Capital III,L.P. | 1,081,236 | 44.56% |
| Sunrise Capital III (JPY), L.P. | 610,780 | 25.17% |
| Sunrise Capital III (Non-U.S.),L.P. | 484,353 | 19.96% |
| 朝日電樹 | 242,700 | 10.0% |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ | 7,642 | 0.31% |

| | |
|---------------|---|
| 支配株主（親会社を除く）名 | — |
|---------------|---|

| | |
|-----------|----|
| 親会社名 | なし |
| 親会社の上場取引所 | — |

補足説明

—

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------------|
| 上場予定市場区分 | グロース市場 |
| 決算期 | 2月 |
| 業種 | サービス業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上 500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引を原則として行わない方針であり取引を行っておりません。万が一、当社が支配株主との取引等を行う際は、当社及び少数株主に不利益となることがないよう法令・規程を遵守し、取締役会での承認を経たうえで一般の取引と同様の適正条件で行うことといたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|----------|
| 組織形態 | 監査役会設置会社 |
|------|----------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | | | |
|--------|-------------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 小中村 政宗 | 主要株主(業務執行者) | | | | | | | ○ | | | | |
| 武田 智行 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |
| 奥田 高志 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|------|---|--|
| 小中村 政宗 | | 当社の主要株主である Sunrise Capital III ,L.P.、Sunrise Capital III (JPY),L.P.及び Sunrise Capital III (Non-US),L.P. に対するサブアドバイザーを務める CLSA キャピタルパートナーズジャパン株式会社の従業員であります。 | 事業運営及び経営指導に係る豊富な経験及び高い見識を有していることから、客観的、中立的な立場から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役役に選任いたしました。 形式的には独立役員の選任要件に該当するものの、当社の主要株主である Sunrise Capital III ,L.P.、Sunrise Capital III (JPY),L.P. 及び Sunrise Capital III (Non-US),L.P. に対するサブアドバイザーを務める CLSA キャピタルパートナーズジャパン株式会社の従業員であることを踏まえ、実質的に独立性要件は満たしていないと判断し、選任していません。 |
| 武田 智行 | ○ | 該当事項はありません。 | 弁護士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役役に選任いたしました。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 奥田 高志 | ○ | 該当事項はありません。 | 多くの事業会社における役員としての豊富な経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役として選任いたしました。 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |
|--|--|--|--|

【任意の委員会】

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

| 委員会の名称 | | | 報酬委員会 | | | |
|------------|-------------|--------------|--------------|--------------|------------|-------------|
| 全委員 (名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 社内有識者 (名) | その他 (名) | 委員長 (議長) |
| 4 | 4 | 1 | 2 | 0 | 1 | 社外取締役 |

補足説明

| |
|---|
| <p>当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役の報酬制度や報酬額などの妥当性等に係る審議を行う取締役会の諮問機関として、2023年4月1日付で、任意の報酬委員会を設置いたしました。当該委員会は、代表取締役社長、独立社外取締役2名並びに独立社外監査役1名の合計4名で構成されております。</p> |
|---|

【監査役関係】

| | |
|-----------|--------|
| 監査役会設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 5名 |
| 監査役の数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

| |
|---|
| <p>監査役、会計監査人及び内部監査部門は定期的に意見交換等を行っており、監査計画および監査結果等につき共有し、監査機能の有効性及び効率性を高めるため、相互に連携の強化に努めております。</p> |
|---|

| | |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 田中 信一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 中村 憲太 | 主要株主（業務執行者） | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 山田 梨津子 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|---|---|
| 田中 信一 | ○ | 該当事項はありません。 | 多くの事業会社における豊富な経営管理の知識や経験を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 中村 憲太 | | 当社の主要株主である <u>Sunrise Capital III ,L.P.、Sunrise Capital III (JPY),L.P. 及び Sunrise Capital III (Non-US),L.P. に対するサブアドバイザーを務める CLSA キャピタルパートナーズジャパン株式会社の従業員であります。</u> | <u>事業運営及び経営指導に係る豊富な経験及び高い見識を有していることから、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。</u> <u>形式的には独立役員の選任要件に該当するものの、当社の主要株主である Sunrise Capital III ,L.P.、Sunrise Capital III (JPY),L.P. 及び Sunrise Capital III (Non-US),L.P. に対するサブアドバイザーを務める CLSA キャピタルパートナーズジャパン株式会社の従業員であることを踏まえ、実質的に独立性要件は満たしていないと判断し、選任していません。</u> |

| | | | |
|--------|---|-------------|---|
| 山田 梨津子 | ○ | 該当事項はありません。 | 公認会計士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |
|--------|---|-------------|---|

【独立役員関係】

| | |
|--|----|
| 独立役員の人数 | 4名 |
| その他独立役員に関する事項 | |
| 当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないものとして、武田 智行、奥田 高志、田中 信一、山田 梨津子を独立役員に指定しております。 | |

【インセンティブ関係】

| | |
|---|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
| 該当項目に関する補足説明 | |
| 当社は、業績及び企業価値向上並びに株主重視の経営意識を高めるため、取締役についてストックオプション制度を導入しております。 | |

| | |
|--|-----------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員 |
| 該当項目に関する補足説明 | |
| 当社は、業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。 | |

【取締役報酬関係】

| | |
|---|---------------|
| 開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
| 該当項目に関する補足説明 | |
| 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は開示しておりません。 取締役及び監査役の報酬は、役員区分ごとの総額を有価証券届出書にて開示しております。 | |

| | |
|---|----|
| 報酬額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
| 報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容 | |
| 当社の取締役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2021年5月31日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を144,000千円以内とするものです。取締役の報酬等の額については、上記株主総会で決議された総枠の中で、取締役会にて当社の経営状況、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し協議の上、決定しております。 また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2022年5月31日であり、決議の内容は監査役年間報酬総額の上限を7,800千円以内とするものです。監査役の報酬等については上記株主総会で決議された総枠の中で監査役会にて協議の上、決定しております。 | |

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理本部が実施しております。取締役会資料は、管理本部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役については、常勤監査役が直接情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

当社の取締役会は7名(うち、社外取締役5名)で構成され、議長は代表取締役社長 北村俊樹が務めております。業務執行の最高意思決定機関であり、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催して業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には全ての監査役(うち、社外監査役3名)が出席し、必要に応じて意見を述べております。

(b) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は3名(うち、社外監査役3名)で構成され、議長は常勤監査役 田中信一が務めております。監査役会は、監査方針・計画の作成、監査の方法、監査業務の分担、監査費用の予算、及びその他監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について協議の上、決定しております。毎月1回の監査役会を開催するとともに、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。また、取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役の職務の執行状況を監視しております。

(c) 会計監査人

当社は、RSM 清和監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。選任においては、当社の業務内容及び会計方針に精通していること等の要素を複合的に勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

(d) コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。委員長は代表取締役社長 北村俊樹が務め、取締役・監査役及び管理本部経営管理部長が委員を務めております。原則として四半期に1回開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を図っております。また、社員等の懲戒処分を実施する際に設置する懲罰委員会の構成員をコンプライアンス・リスク管理委員会から任命し、適時適切な報告を受ける体制としており、懲戒処分を行うに際して不公正な取扱いをなさない仕組みを担保しております。

(e) 内部監査室

当社は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性を担保すること等を目的として、内部監査計画に基づいて内部監査を実施するとともに、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性の向上に努めております。

(f) CEO 会議

当社は、経営に関する重要事項について審議し、その運営を円滑に行うため、取締役社長、その他取締役及び部門長で構成されるCEO会議を設置しております。CEO会議は原則として月1回開催され、株主総会及び取締役会の決定した業務執行に関する事項の具体的運営に関する事項等の重要事項について審議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記の通り、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を行う役割としてコンプライアンス・リスク委員会、日常的な業務監査等

を行う役割として内部監査室を配置しており、これらの各組織が相互に連携することが業務執行の適正性確保に有効であるとの考え、現在の体制を採用しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は2月決算であり、定時株主総会の開催は集中日と異なる日となっております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 現時点で英文招集通知の提供予定はありませんが、株主構成に占める海外投資家の比率が増加した場合には検討してまいります。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 現在のところ作成・公表していませんが、株主・投資家の皆様に対する透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めており、今後当社HPへの掲載を予定しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人投資家向けの決算説明会の開催を検討してまいります。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施 | アナリスト・機関投資家向けの決算説明会の開催を予定しております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 上場後の株主構成に占める海外投資家の比率を鑑み、海外投資家向けの説明会の開催を検討してまいります。 | あり |
| IR資料をホームページ掲載 | 当社HP上にIRサイトを設け、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等の掲載を予定しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 当社のIR活動は、財務部を担当部署として実施しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | コンプライアンスを企業活動の大前提とし、役職員がとるべき行動指針として「コンプライアンス行動指針」を定めることで、各ステークホルダーの立場の尊重に努めております。 |
| 環境保全活動、CSR | 今後検討すべき事項と考えております。 |

| | |
|---------------------------|---|
| 活動等の実施 | |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社 HP、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。 |

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は 2022 年 8 月 15 日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制作り及び管理体制の一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- ・取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他監査役への報告に関する体制
- ・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である北村俊樹は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持ち主であることから、取締役会、幹部社員会議などにおいて、折に触れ、自ら注意を促しております。また公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報共有をしております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、所管部署は経営管理部としており、経営管理は取引先が反社会的勢力ではないことの確認を行う等反社会勢力排除のための体制を構築することとしております。具体的には、新規の取引先との取引開始前に部門担当者からの申請を必須とし、申請された取引先について外部機関の信用調査情報やインターネット記事検索等による情報収集を通して、反社会的勢力であるか否かのチェックを行っております。また、取引先との間で締結する契約書や取引約款では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおり、これらの体制の運用により、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

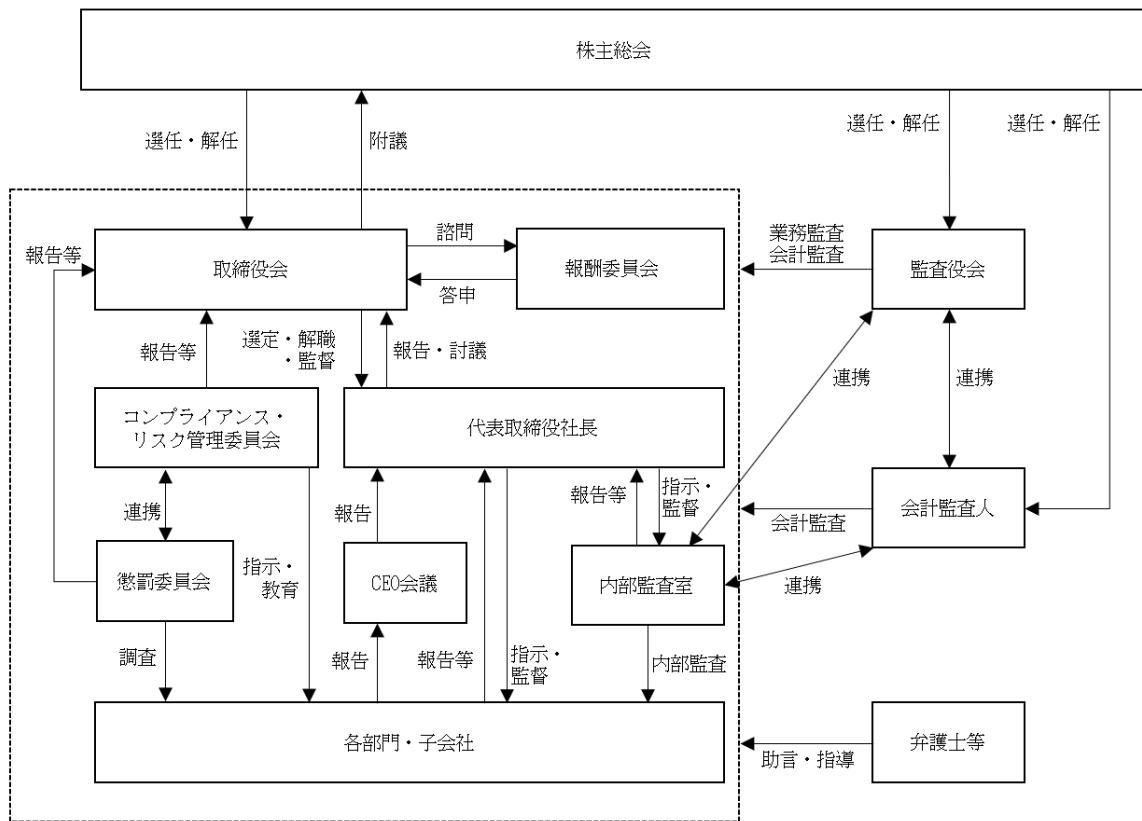
| | |
|---------|----|
| 買収防衛策導入 | なし |
|---------|----|

該当項目に関する補足説明

現時点において、買収防衛策の導入予定はありません。

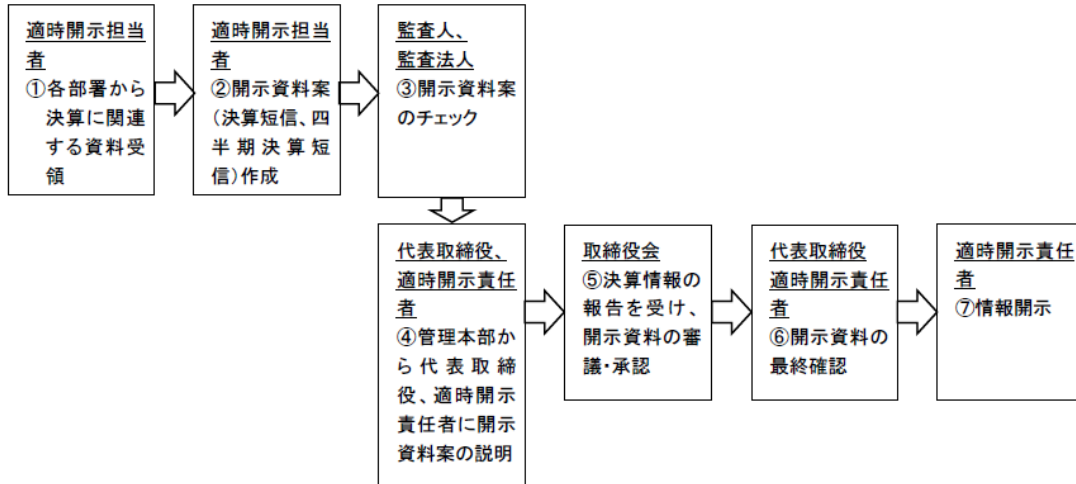
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模試図を参考資料として添付しております。

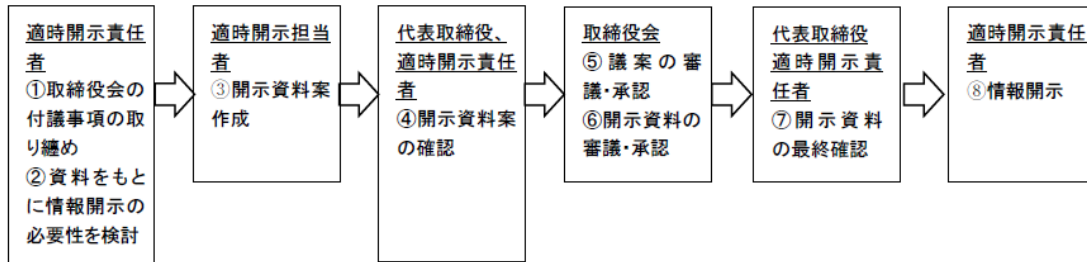


【適時開示体制の概要（模式図）】

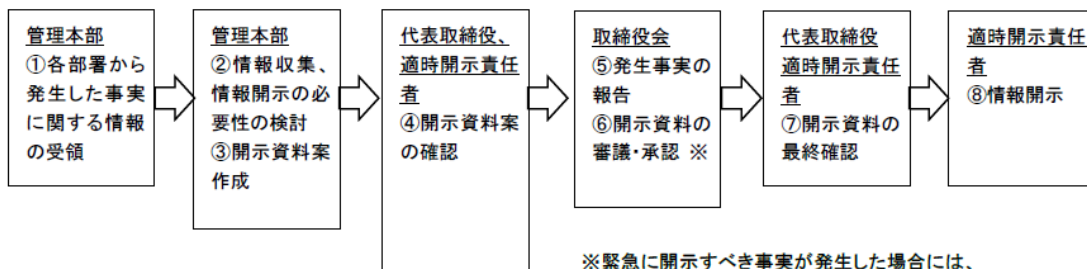
決算情報



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付

以上

2023年8月8日

株式会社ライズ・コンサルティング・グループ

代表取締役社長 北村 俊樹

問合せ先：03-6441-2915

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値向上を実現し、株主、取引先及び従業員等に対する社会的責任を果たすためには、経営の健全性、効率性及び透明性の確保が不可欠であるとの認識に立ち、内部統制の整備・運用及びリスク管理の徹底によるコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

社外取締役を含めて構成された取締役会においては、経営及び事業運営に関する重要事項や法令で定められた事項に係る意思決定を行うとともに、各取締役及び執行役員が行う業務遂行を監督しております。執行役員制度に関しては、取締役に準ずる従業員の最高位として各領域に執行役員を置くことで、取締役会により決定された事項の円滑な遂行並びにその遂行過程における統制の実効性を担保しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則についてすべて実施しております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|-------------------------------------|-----------|--------|
| Sunrise Capital III,L.P. | 1,081,236 | 44.56% |
| Sunrise Capital III (JPY), L.P. | 610,780 | 25.17% |
| Sunrise Capital III (Non-U.S.),L.P. | 484,353 | 19.96% |
| 朝日電樹 | 242,700 | 10.0% |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ | 7,642 | 0.31% |

| | |
|---------------|---|
| 支配株主（親会社を除く）名 | — |
|---------------|---|

| | |
|-----------|----|
| 親会社名 | なし |
| 親会社の上場取引所 | — |

補足説明

| |
|---|
| — |
|---|

3. 企業属性

| | |
|----------|--------|
| 上場予定市場区分 | グロース市場 |
|----------|--------|

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

| | |
|---------------------|---------------|
| 決算期 | 2月 |
| 業種 | サービス業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上 500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引を原則として行わない方針であり取引を行っていません。万が一、当社が支配株主との取引等を行う際は、当社及び少数株主に不利益となることがないよう法令・規程を遵守し、取締役会での承認を経たうえで一般の取引と同様の適正条件で行うことといたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|----------|
| 組織形態 | 監査役会設置会社 |
|------|----------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | | | |
|--------|-------------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 小中村 政宗 | 主要株主(業務執行者) | | | | | | | ○ | | | | |
| 武田 智行 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |
| 奥田 高志 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h. 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k. その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|------|--------------|--|
| 小中村 政宗 | | 該当事項はありません。 | — |
| 武田 智行 | ○ | 該当事項はありません。 | 弁護士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役に選任いたしました |

| | | | |
|-------|---|-------------|--|
| | | | た。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 奥田 高志 | ○ | 該当事項はありません。 | 多くの事業会社における役員としての豊富な経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役として選任いたしました。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |

【任意の委員会】

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

| 委員会の名称 | | | 報酬委員会 | | | |
|------------|-------------|--------------|--------------|--------------|------------|-------------|
| 全委員 (名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 社内有識者 (名) | その他 (名) | 委員長 (議長) |
| 4 | 4 | 1 | 2 | 0 | 1 | 社外取締役 |

補足説明

| |
|--|
| 当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役の報酬制度や報酬額などの妥当性等に係る審議を行う取締役会の諮問機関として、2023年4月1日付で、任意の報酬委員会を設置いたしました。当該委員会は、代表取締役社長、独立社外取締役2名並びに独立社外監査役1名の合計4名で構成されております。 |
|--|

【監査役関係】

| | |
|-----------|--------|
| 監査役会設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 5名 |
| 監査役の数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

| |
|--|
| 監査役、会計監査人及び内部監査部門は定期的に意見交換等を行っており、監査計画および監査結果等につき共有し、監査機能の有効性及び効率性を高めるため、相互に連携の強化に努めております。 |
|--|

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m | |
| 田中 信一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | | |
| 中村 憲太 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 山田 梨津子 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|------|--------------|---|
| 田中 信一 | ○ | 該当事項はありません。 | 多くの事業会社における豊富な経営管理の知識や経験を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 中村 憲太 | | 該当事項はありません。 | — |
| 山田 梨津子 | ○ | 該当事項はありません。 | 公認会計士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | 選任しております。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |
|--|--|--|---|

【独立役員関係】

| | |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 4名 |
|---------|----|

その他独立役員に関する事項

| |
|------------------------------------|
| 独立役員の資格を充足する社外役員の全てを独立役員に指定しております。 |
|------------------------------------|

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

該当項目に関する補足説明

| |
|---|
| 当社は、業績及び企業価値向上並びに株主重視の経営意識を高めるため、取締役についてストックオプション制度を導入しております。 |
|---|

| | |
|-----------------|-----------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員 |
|-----------------|-----------|

該当項目に関する補足説明

| |
|--|
| 当社は、業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。 |
|--|

【取締役報酬関係】

| | |
|------|---------------|
| 開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|------|---------------|

該当項目に関する補足説明

| |
|---|
| 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は開示しておりません。 取締役及び監査役の報酬は、役員区分ごとの総額を有価証券届出書にて開示しております。 |
|---|

| | |
|---------------------|----|
| 報酬額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|---------------------|----|

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

| |
|---|
| 当社の取締役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2021年5月31日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を144,000千円以内とするものです。取締役の報酬等の額については、上記株主総会で決議された総枠の中で、取締役会にて当社の経営状況、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し協議の上、決定しております。 また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2022年5月31日であり、決議の内容は監査役年間報酬総額の上限を7,800千円以内とするものです。監査役の報酬等については上記株主総会で決議された総枠の中で監査役会にて協議の上、決定しております。 |
|---|

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

| |
|--|
| 社外取締役及び社外監査役のサポートは管理本部が実施しております。取締役会資料は、管理本部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役については、常勤監査役が直接情報共有を行っております。 |
|--|

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

当社の取締役会は7名(うち、社外取締役5名)で構成され、議長は代表取締役社長 北村俊樹が務めております。業務執行の最高意思決定機関であり、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催して業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には全ての監査役(うち、社外監査役3名)が出席し、必要に応じて意見を述べております。

(b) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は3名(うち、社外監査役3名)で構成され、議長は常勤監査役 田中信一が務めております。監査役会は、監査方針・計画の作成、監査の方法、監査業務の分担、監査費用の予算、及びその他監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について協議の上、決定しております。毎月1回の監査役会を開催するとともに、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。また、取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役の職務の執行状況を監視しております。

(c) 会計監査人

当社は、RSM 清和監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。選任においては、当社の業務内容及び会計方針に精通していること等の要素を複合的に勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

(d) コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。委員長は代表取締役社長 北村俊樹が務め、取締役・監査役及び管理本部経営管理部長が委員を務めております。原則として四半期に1回開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を図っております。また、社員等の懲戒処分を実施する際に設置する懲罰委員会の構成員をコンプライアンス・リスク管理委員会から任命し、適時適切な報告を受ける体制としており、懲戒処分を行うに際して不公正な取扱いをなさない仕組みを担保しております。

(e) 内部監査室

当社は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性を担保すること等を目的として、内部監査計画に基づいて内部監査を実施するとともに、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性の向上に努めております。

(f) CEO 会議

当社は、経営に関する重要事項について審議し、その運営を円滑に行うため、取締役社長、その他取締役及び部門長で構成されるCEO会議を設置しております。CEO会議は原則として月1回開催され、株主総会及び取締役会の決定した業務執行に関する事項の具体的運営に関する事項等の重要事項について審議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記の通り、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を行う役割としてコンプライアンス・リスク委員会、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査室を配置しており、これらの各組織が相互に連携することが業務執行の適正性確保に有効であるとの考え、現在の体制を採用しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は2月決算であり、定時株主総会の開催は集中日と異なる日となっております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 現時点で英文招集通知の提供予定はありませんが、株主構成に占める海外投資家の比率が増加した場合には検討してまいります。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 現在のところ作成・公表しておりませんが、株主・投資家の皆様に対する透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めており、今後当社HPへの掲載を予定しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人投資家向けの決算説明会の開催を検討してまいります。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施 | アナリスト・機関投資家向けの決算説明会の開催を予定しております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 上場後の株主構成に占める海外投資家の比率を鑑み、海外投資家向けの説明会の開催を検討してまいります。 | あり |
| IR資料をホームページ掲載 | 当社HP上にIRサイトを設け、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等の掲載を予定しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 当社のIR活動は、財務部を担当部署として実施しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | コンプライアンスを企業活動の大前提とし、役職員がとるべき行動指針として「コンプライアンス行動指針」を定めることで、各ステークホルダーの立場の尊重に努めております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社HP、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。 |

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は 2022 年 8 月 15 日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制作り及び管理体制の一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- ・取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他監査役への報告に関する体制
- ・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である北村俊樹は、かねてより反社会的勢力と絶対につき合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持ち主であることから、取締役会、幹部社員会議などにおいて、折に触れ、自ら注意を促しております。また公益財団法人暴力団追放運動推進部民センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報共有をしております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、所管部署は経営管理部としており、経営管理は取引先が反社会的勢力ではないことの確認を行う等反社会勢力排除のための体制を構築することとしております。具体的には、新規の取引先との取引開始前に部門担当者からの申請を必須とし、申請された取引先について外部機関の信用調査情報やインターネット記事検索等による情報収集を通して、反社会的勢力であるか否かのチェックを行っております。また、取引先との間で締結する契約書や取引約款では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおり、これらの体制の運用により、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

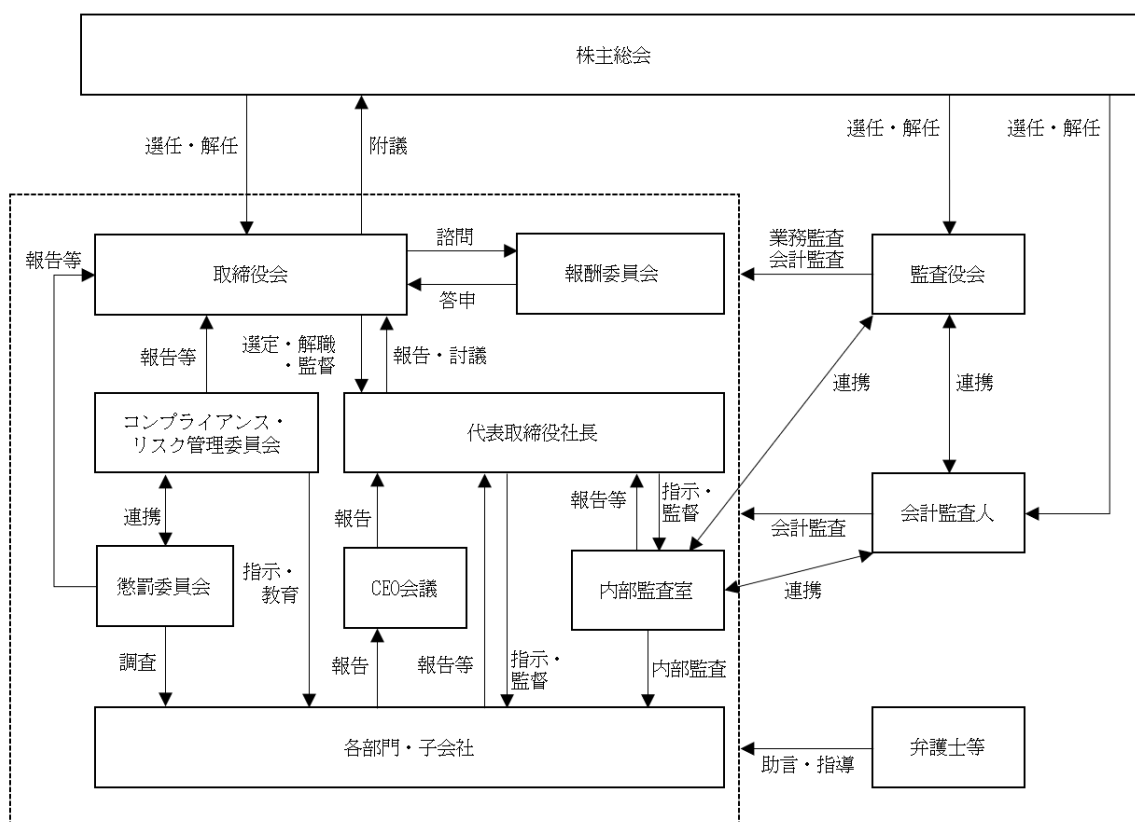
| | |
|---------|----|
| 買収防衛策導入 | なし |
|---------|----|

該当項目に関する補足説明

| |
|---------------------------|
| 現時点において、買収防衛策の導入予定はありません。 |
|---------------------------|

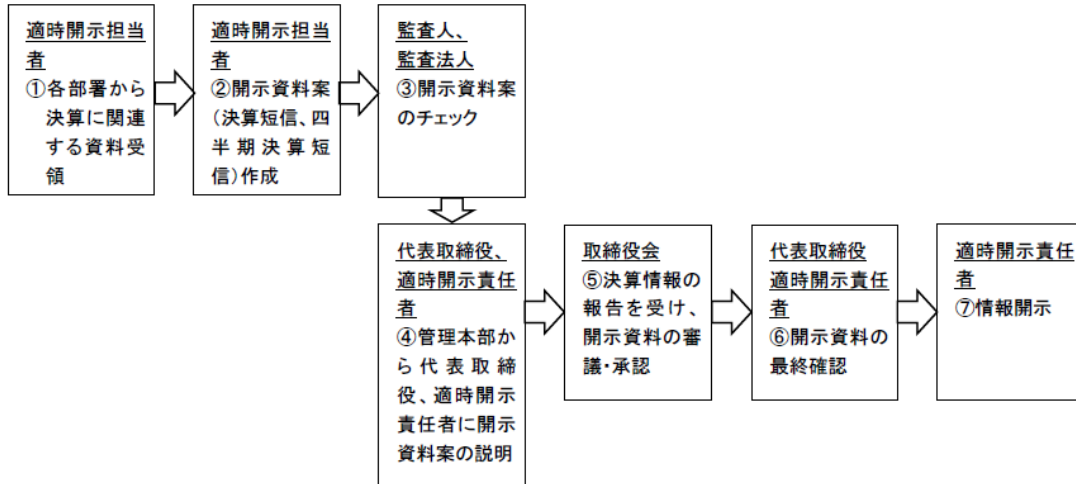
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

| |
|---|
| 当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模試図を参考資料として添付しております。 |
|---|

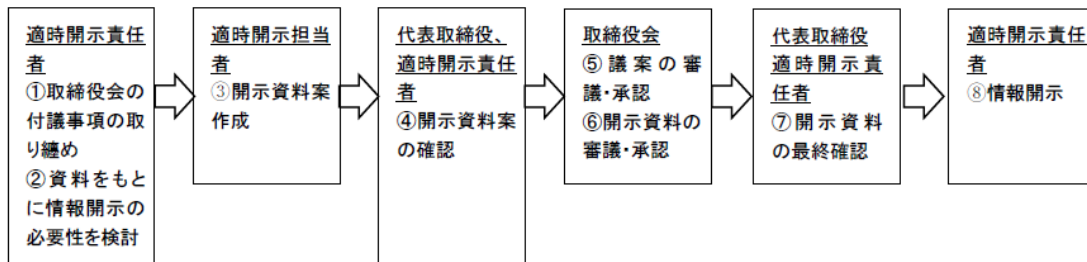


【適時開示体制の概要（模式図）】

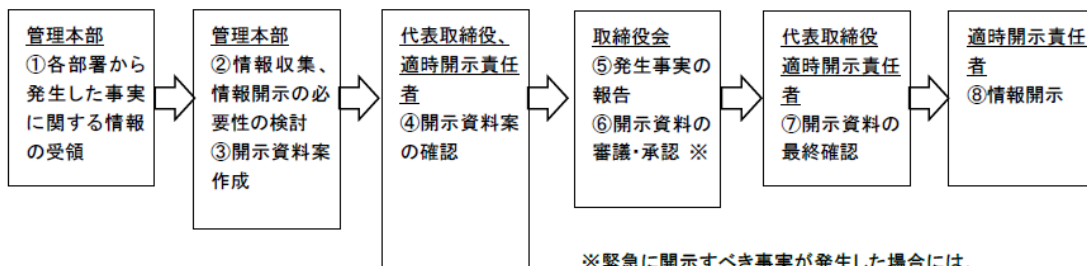
決算情報



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付

以上